

通学形態変更届(自宅外通学)

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

提出日	西暦 20 年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日
学籍番号	

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。未記入の場合は不備返送となります。

大学 短期大学 学校	学部 課程	学科(科) 研究科	年次	フリガナ	
				氏名 (自署)	
奨学生番号(注1)		採用候補者決定通知登録番号(注1・注2)			進学届入力日(注1)
5	2	0	又は	—	月 日

(注1)奨学生番号が付番されている場合は、奨学生番号を記入してください。予約採用者で、奨学生番号付番前に提出する場合は、採用候補者決定通知登録番号及び進学届入力日を記入してください。
採用候補者決定通知登録番号を使用する場合、「進学届入力日」欄が未記入であれば返送となります。必ず進学届を入力後、入力日を記入してから提出してください。

(注2)4月より進学予定で、進学届入力前に提出する場合(3月中の学校が指定する締切まで)は、採用候補者決定通知登録番号を記入して下さい。その場合、「進学届入力日」欄は空欄で構いません。
※3月中の学校が指定する締切後に本届出を提出する場合は進学届を提出し、(注1)に記載のとおり記入してください。
本様式に記載された学校と進学届記載の学校が不一致の場合、本様式を再度作成し、進学先の学校を通じて改めて本様式及び自宅外証明書類の提出が必要となります。

■ 通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件 及び提出書類の確認	裏面「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 (該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付) ⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G	
自宅外への入居日	西暦 年 月 日 入居	入居日(または採用決定月)から届出日(注3)まで3か月以内→入居日の属する月が変更始期(注4) 入居日(または採用決定月)から届出日(注3)まで3か月経過→届出日の属する月が変更始期(注4)
契約期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日	
家賃・寮費発生年月日 (注5)	西暦 年 月 日	いずれかに該当する場合☑を記入 <input type="checkbox"/> フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生。 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当。
自宅外住所		
生計維持者①(現住所)	生計維持者①(続柄:) 氏名: 〒	
生計維持者②(現住所)	生計維持者②(続柄:) 氏名: 〒	
主に通学している キャンパスの住所	〒	
自宅外要件	下記①~④に当てはまるかどうか☑を記入してください。 ①~④に当てはまらず特別な理由がある場合は、⑤その他の詳細欄に記入をしてください。	当てはまる
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)	
1. ①~④に当てはまらない場合は必須です。学業に関連がない場合は、認められません。	②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)	
	③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)	
2. 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に"入寮義務有"と記入してください。	④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)	
	⑤その他やむを得ない特別な事情 詳細:	

(注3)自宅外通学事務処理センターにおいて自宅外通学に係る証明書類の受付をした日となります。
(注4)自宅外通学への変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。
(注5)家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例:契約期間が2023年4月1日から2024年3月31日までであり、家賃が4月1日分から発生している場合は2023年4月1日を記入。)
「住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当」にチェックされる場合、家賃・寮費発生年月日と自宅外への入居日は同じ日付を記入してください。

- 通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
- 第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。
選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出してください。
- 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借入金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となります。(学校を通じてお渡します。)

・自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

裏面「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めして提出してください。 ※提出された書類は返却しません。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校確認欄 (☑を記入)	以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G					
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
- -		
()		

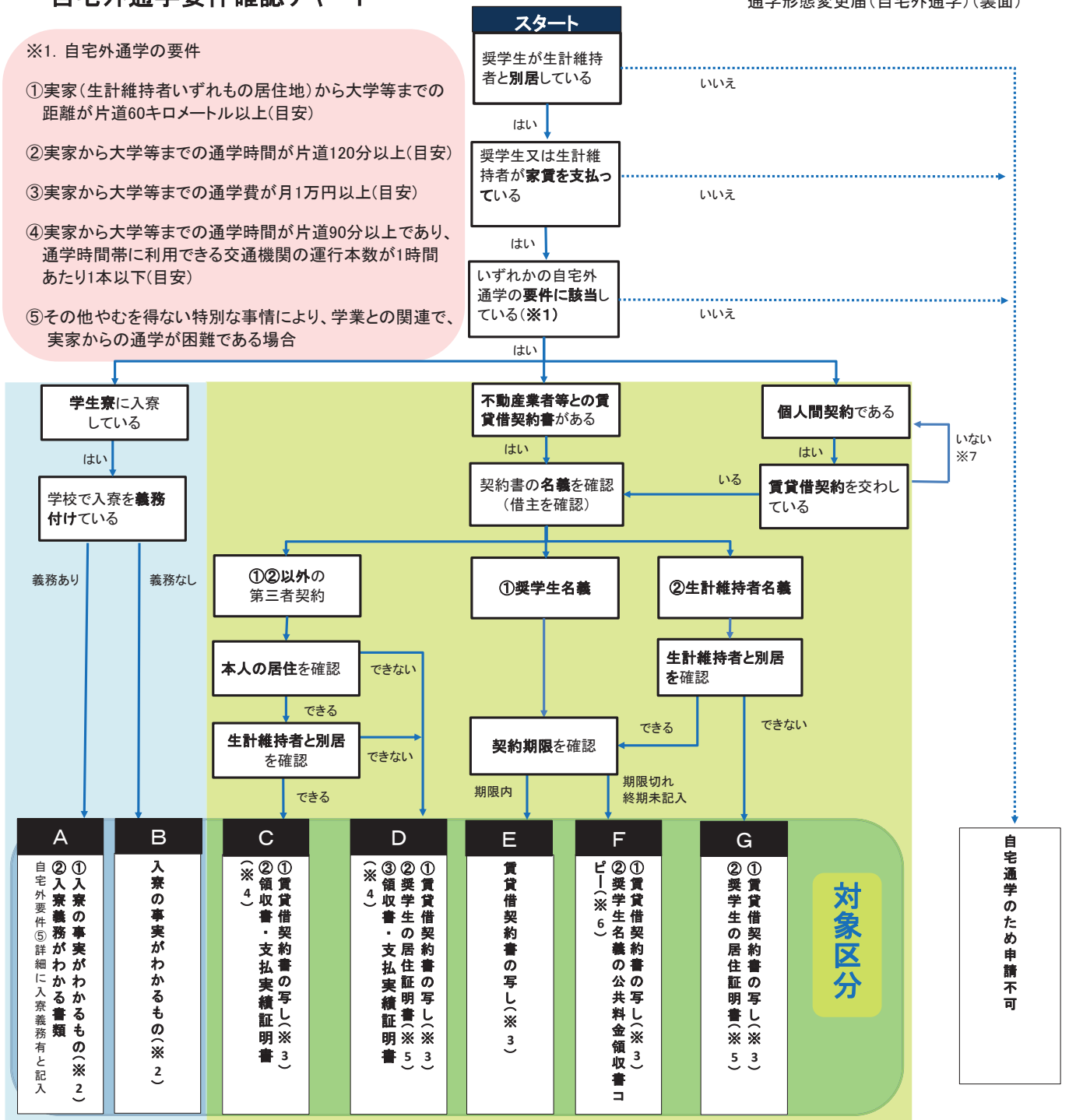
ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届(自宅外通学)(裏面)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居かつ自宅外要件を満たした月のことです。
 (例)2023/4/1に親元を離れた住居へ入居したが、家賃は4/1から5/31まで発生せず、6/1から発生する。⇒自宅外要件を満たす月は2023/6となる。

※2 入寮の事実の証明	<ul style="list-style-type: none"> 奨学生氏名及び寮名、住所の記載があり、寮費の発生と入寮日(寮費発生日)がわかるもの(寮証明書、入館証明書でも可) 寮費の証明は学校パンフレット等の記載箇所のコピーでも可(入寮許可証等に学校担当部署による追記し押印による証明でも可) 寮費(部屋代)が発生していない期間は自宅通学扱い(水道光熱費、食費、医療費等は寮費(部屋代)とみなさない) ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください(自立援助ホーム等の入所証明としても利用可)「入寮(入所)証明書」
※3 賃貸借契約書	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間を含め、貸主借主、入居者、家賃等契約内容が全て記載された箇所をコピーした賃貸借契約書(個人間契約の場合は※7参照) ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書の提出でも可
※4 領収書 支払実績証明書	<ul style="list-style-type: none"> 奨学生又は生計維持者宛に、不動産業者又は家主が発行した領収書で、自宅外通学を開始した年月のもの 【記載項目】宛名・家賃を領収した旨・金額・何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)・家主の署名と押印・発行日
※5 居住証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者(管理会社含む)又は家主発行のもの、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するものに限る ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピー(入居者欄に生計維持者の記載のないものに限る)に代えることが可能 ※住民票、免許証や在留カードを居住証明として取り扱うことはできません(改氏名等の証明としてコピーの提出は可)
※6 契約期間外の証明	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄のみの提示は不可) ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(契約期間が更新された以降の月のもの) ・家賃の領収書(※4)(不動産業者・家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7 個人間の賃貸借契約	<ul style="list-style-type: none"> 親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外の証明となるもの 本人又は生計維持者契約の場合は上表チャートのE又はFに準ずる。第三者契約の場合は区分C又はDに準ずる。 ・奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものを提出 【記載項目】家賃を支払っている物件の住所・奨学生氏名・入居日・契約期間・月額家賃・家主の署名・本人の署名・契約日 ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする。 ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」